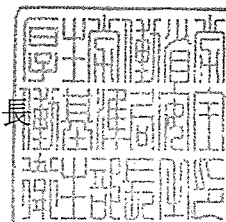




基安発第 1120002 号  
平成 20 年 11 月 20 日

(社) 日本病院会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



### 平成 21 年有害物ばく露作業報告対象化学物質について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、労働者の健康障害防止に係るリスク評価を行い、その結果、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことをねらいとしたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）により公示されていますが、今般、告示の一部が改正され、平成 21 年に報告が必要とされる物が公示されたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に報告がなされるようよろしく御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 制度の概要

安衛則第 95 条の 6 に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものであること。

#### 2 有害物ばく露作業報告の対象となる物及びそのコード

(1) 今般の告示の改正により、有害物ばく露作業報告の対象となる物は次の表の中欄

に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）（以下「対象物等」という。）であること。

また、今般の改正前の告示において有害物ばく露作業報告の対象としていたアルファ・アルファージクロトルエン等44の物については、今般の告示の改正に伴い、原則として報告の必要はなくなるものであること。ただし、今般の改正前の告示において定められていた物のうち、塩化コバルト及び硫酸コバルトについては「コバルト及びその化合物」として、りん化インジウムについては「インジウム及びその化合物」として、平成21年も報告を求めるものであること。

なお、対象物等はいずれも労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項の通知の対象となっている物であること。

(2) 報告書様式の「コード」欄については、従来は、報告書の裏面「備考5」により、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第9の番号を記入することとしていたところであるが、特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第155号）により「備考5」が改正され、告示第1条の表に掲げるコードを記入することとされた。

このため、今般の告示の改正から、有害物ばく露作業報告の対象とされた物ごとに特有のコードを定めることとしたこと。なお、平成18年の有害物ばく露作業報告制度開始以来、計59の物が対象物となっていたことから、新たなコードは60から順に付与したものであること。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
60	アクリル酸エチル	0.1パーセント未満
61	アセトアルデヒド	0.1パーセント未満
62	アンチモン及びその化合物	0.1パーセント未満
63	インジウム及びその化合物	1パーセント未満
64	エチルベンゼン	0.1パーセント未満
65	カテコール	0.1パーセント未満
66	キシリジン	0.1パーセント未満
67	コバルト及びその化合物	0.1パーセント未満
68	酢酸ビニル	0.1パーセント未満
69	酸化チタン (IV)	1パーセント未満
70	一・三・ジクロロプロペン	0.1パーセント未満
71	ジメチルー二・二・ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	0.1パーセント未満
72	テトラニトロメタン	0.1パーセント未満
73	ナフタレン	0.1パーセント未満
74	ニトロベンゼン	0.1パーセント未満
75	ニトロメタン	0.1パーセント未満

76	パラジクロロベンゼン	0.1パーセント未満
77	四ビニルシクロヘキセン	0.1パーセント未満
78	四ビニルシクロヘキセンジオキシド	0.1パーセント未満
79	ヘキサクロロエタン	0.1パーセント未満

### 3 対象事業場等

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に一の事業場において対象物等を製造し、又は取り扱った事業者は、当該対象物の量（当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取りあつた場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。）が500キログラム以上になった場合は、報告書を提出しなければならないこと。ただし、労働者を対象物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させていないときは、報告書を提出する必要はないこと。

### 4 報告の期間等

報告書は、平成21年1月1日から3月31日までに提出しなければならないこと。

平成20年11月26日

## 平成21年版有害物ばく露作業報告リーフレットについて

平成21年版の有害物ばく露作業報告の周知用リーフレットを2部同封いたします。会員等への周知のため必要な場合は、下記にご連絡いただければ別途必要部数をお送りします。

なお、都道府県労働局、労働基準監督署においても配布する予定としております。また、厚生労働省ホームページにおいても掲載する予定としておりますことを申し添えます。(次のURLの画面中の「トピックス」の欄の「有害物ばく露作業報告について」をクリックしてください。)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>

### 《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室 大淵

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線5511)

FAX 03-3502-1598 (安全衛生部FAX)

「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号）の一部改正に係る意見募集について」に対して寄せられたご意見

平成20年11月27日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、10通(計12件)のご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

区分	番号	ご意見等の趣旨	ご意見等に対する考え方
1	1	平成21年3月末までの報告対象物は20物質のみでしょうか。平成20年での報告対象物は、今回含まれますか。	平成21年の有害物ばく露作業報告の対象物はパブリックコメント意見募集の際にお示した20物質です。 なお、この20物質の中には「コバルト及びその化合物」及び「インジウム及びその化合物」があり、平成20年に対象とした「コバルト化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)」は前者の一種であり、「りん化インジウム」は後者の一種です。
2	2(理由)	今回、新たに規定される予定の化学物質には、混合物として流通・使用されている物質が数多く含まれている。そのため、サプライチェーン川下への取扱量の情報伝達を行うことが必要であり、そのための十分な時間を設けていただきたい。 印刷インキについては、インキの種類が多く、また、1つの製品中の化学物質の種類が多いため、印刷会社が報告するためには、インキメーカーに情報提供を求めることとなるため、データの提供のために1年程度の準備期間をいただきたい。	有害物ばく露作業報告の作成に当たっては、労働安全衛生法第57条の2に基づき個々の事業者が当該物質の譲渡・提供を行った事業者等から入手しているMSDSの情報(化学物質の種類、含有量等)を基に記載していただければよく、報告を作成するために改めて当該事業者等から情報を求めることは必ずしも必要ではありません。
3	3	「アンチモン及びその化合物」及び「コバルト及びその化合物」については、一律にリスク評価を行うのではなく、これらのうち、有害性が明確な科学的データを持つ物質とこれから科学的な有害性が推定される「特定の分子的アイデンティティ」を持つ物質に限定してリスク評価対象物質とすべきと考えます。	「アンチモン及びその化合物」及び「コバルト及びその化合物」については、リスク評価検討会において、特定の化合物に限定せず、金属及びその化合物全体を有害物ばく露作業報告の対象物とすることが適当であると判断されたことから、今回、当該対象物とするものです。 なお、金属及びその化合物全体を当該対象物とすることは、これら全体を規制の対象物とすることを予定していることを意味するものではなく、当然、個々の金属化合物についてのリスク評価がなされることとなります。
4	4	酸化チタン(IV)を対象物質に選んだ理由に2006年にIARCが酸化チタンの発がん性を3から2Bにランクアップしたことがあります。その根拠となるモノグラフ93は未だ公表されていません。今回の選定は時期尚早です。	化学物質のリスク評価では、国際がん研究機関(IARC)のモノグラフのみを有害性情報の情報源とするわけではありません。したがって、同モノグラフが発行されていなくてもリスク評価は可能であると考えております。
	5	酸化チタン(IV)については、動物実験で影響が認められるとの報告がある一方で、国内外において、酸化チタン製造所を含めて、酸化チタンが特に強い毒性を示すと医学的に認められたケースは存在していないことも事実です。 医学的、科学的評価が定まっていない酸化チタンを意図的に指定する以上、海外に対しても明確な医学的、科学的根拠を示した論文を提示して説明するのが至当であると考えます。	酸化チタン(IV)は、発がん性のおそれがあると国際がん研究機関(IARC)により評価されるなど、一定の有害性が認められているものです。酸化チタン(IV)の有害性については、今後さらに詳細な情報を把握し、これを示した上でリスク評価検討会において評価を行うこととなります。
	6	酸化チタン(IV)については、粉じん障害防止規則(粉じん則)別表第1の10号に掲げる「酸化チタンを袋詰めする場所における作業」との整合性を図り、粉じん則による規定事項をもって適用・運用されたい。	化学物質のリスク評価では、労働者のばく露実態を明らかにしていく必要があることから、その前提となる有害物ばく露作業報告においては、労働者がばく露するおそれのある様々な作業について報告を求めています。 よって、酸化チタン(IV)については、報告をもとにリスク評価を行い、この結果に基づく対応を検討するものであって、現段階で講ずべき特定の措置をお示しすることはできません。

5	7	<p>酸化チタン(IV)を含有する製剤等(混合物)として印刷インキがあるが、粉末状の酸化チタンが印刷インキに分散・混合された時には、分散混合物(液状物)に形状が変化している。</p> <p>したがって、酸化チタンを含有する印刷インキを印刷工程で使用していても粉じんにはばく露するおそれがあったくないため、一般的に粉じんにはばく露するおそれのない粉末状でない製剤等(混合物)の使用については、ばく露作業報告の適用除外とすべきである。</p>	<p>化学物質のリスク評価では、労働者のばく露実態を明らかにしていく必要があることから、その前提となる有害物ばく露作業報告においては、労働者がばく露するおそれのある様々な作業について報告を求めています。</p> <p>しかしながら、全ての作業を報告対象としているわけではなく、酸化チタン(IV)を製造し、又は取り扱う作業場であっても、酸化チタン(IV)を密閉式設備での取り扱ったり、隔離式での遠隔作業を行うなど、労働者のばく露のおそれがあったくないと客観的に証明できるのであれば、報告は不要です。</p>
6	8	<p>酸化チタン(IV)は、指定添加物リスト(食品衛生法施行規則別表第1)の248)に掲げられている食品添加物であり、安全なものとの認識でした。</p> <p>今回、告示の対象物質に酸化チタンが追加されたのは、酸化チタンの形態(飛散しうる粉末状態か、飛散しない固形あるいは液状物に含有か)により、有害性が異なるため、その取扱に差異が生じると判断してよいのでしょうか？</p> <p>また、その場合、粉じんとして飛散しない形態となった場合には、その含有量にかかわらず適用除外と判断してよいのでしょうか？</p>	<p>酸化チタン(IV)は、長期又は反復ばく露(吸入)により、肺に障害を与える物質であり、従来より、労働安全衛生法第57条の2に基づいて有害性等を示した文書(MSDS)を交付すべき物質となっています。</p> <p>酸化チタン(IV)を有害物ばく露作業報告の対象物質としているのは、事業場における取扱い状況を把握し、リスク評価するためであり、評価結果を踏まえて講ずべき措置の内容を検討していくこととなります。このため、現段階で個々の措置の内容は決まっておりません。</p>
7	9	<p>酸化チタン(IV)は、食品衛生法では安全性が高いと判断され、指定食品添加物になっています。</p> <p>労働安全衛生法では、危険性が高いと判断されていますが、それぞれの判断が異なる理由を明確にしたい。</p>	<p>酸化チタン(IV)は、長期又は反復ばく露(吸入)により、肺に障害を与える物質であり、従来より、労働安全衛生法第57条の2に基づいて有害性等を示した文書(MSDS)を交付すべき物質となっています。</p> <p>酸化チタン(IV)は、食品に含まれている場合と、労働現場で製造・使用されている場合とではその形態が異なり、これにより健康への影響についても違いがあります。また、酸化チタン(IV)は、発がん性のおそれがあると国際がん研究機関(IARC)により評価されている物質です。法は、それぞれの目的に応じて必要な規制を行っており、食品衛生法で添加物として認められていたとしても、労働者の健康を確保するため、労働安全衛生法で必要な規制を行うことは同法の目的に適うものです。</p> <p>また、有害物ばく露作業報告については、密閉式設備で取り扱ったり、隔離式の遠隔作業を行う場合など、労働者のばく露のおそれがあったくない場合には報告は不要ですが、報告対象物が粉じん以外の形態であってもこのような場合以外には報告が必要です。</p>
8	10	<p>酸化チタン(IV)は、食品衛生法施行規則別表第1(指定添加物リスト)に記載されており、食品衛生法では飲食してもよい物質として扱われており、薬の錠剤、歯磨き粉、化粧品等に添加され、日々体内に摂取している物質です。</p> <p>また、工業的に取り扱う現場作業においても、溶剤とは違って、酸化チタンは比重が重く、粉じんの空気中への拡散も比較的少ないと考えられます。作業中は、保護マスクを完備すれば健康を害する程の吸引はないものと思われれます。</p> <p>以上、物理的な性状及び食品衛生法との整合性に鑑み、今回の改正には酸化チタンを除外すべきものと考えます。</p>	<p>酸化チタン(IV)は、長期又は反復ばく露(吸入)により、肺に障害を与える物質であり、従来より、労働安全衛生法第57条の2に基づいて有害性等を示した文書(MSDS)を交付すべき物質となっています。</p> <p>酸化チタン(IV)は、食品に含まれている場合と、労働現場で製造・使用されている場合とではその形態が異なり、これにより健康への影響についても違いがあります。また、酸化チタン(IV)は、発がん性のおそれがあると国際がん研究機関(IARC)により評価されている物質です。法は、それぞれの目的に応じて必要な規制を行っており、食品衛生法で添加物として認められていたとしても、労働者の健康を確保するため、労働安全衛生法で必要な規制を行うことは同法の目的に適うものです。</p>

9	11	<p>酸化チタン(IV)が有害物ばく露作業報告の対象となった理由をお聞かせください。酸化チタンは、化粧品にも使用されるので、有害物であるという認識がありませんでした。</p>	<p>酸化チタン(IV)は、長期又は反復ばく露(吸入)により、肺に障害を与える物質であり、従来より、労働安全衛生法第57条の2に基づいて有害性等を示した文書(MSDS)を交付すべき物質となっています。また、酸化チタン(IV)は、発がん性のおそれがあると国際がん研究機関(IARC)により評価されている物質です。</p>
10	12	<p>対象物質として酸化チタン(IV)が挙げられているが、この物質の危険有害性は吸入等、粉体であることに起因している。 このことを考慮し、酸化チタンについては、「粉体に限る」などの注を入れていただきたい。</p>	<p>有害物ばく露作業報告を活用したリスク評価においては、化学物質がどのような形態で取り扱われる時に労働者にどの程度のばく露があるかを調査しており、報告の対象を「粉体に限る」等とすることはできません。 なお、酸化チタン(IV)が粉体であるか否かにかかわらず、これを製造し、又は取り扱う作業場であっても、労働者のばく露のおそれがまったくないと客観的に証明できるのであれば、報告は不要です。ご意見のあった酸化チタン(IV)を含有する粉末状でない製剤等の使用については、労働者のばく露のおそれがまったくないと客観的に証明できるのであれば、報告は不要です。</p>